

愛媛県西条西警察署協議会会議録
(令和7年度第1回)

日時	令和7年6月23日（月）午後1時30分から午後3時15分までの間	
出席者	1 警察署協議会 会長以下8人 2 警察署 署長以下8人	
議事概要	1 会長挨拶 (1) 会長就任について (2) 地域実態に即した意見要望等の提言	
	2 署長挨拶 (1) 県内及び管内の治安情勢 (2) 住民の体感治安向上に向けた取組 (3) 意見要望等に対する警察行政への反映	
	3 業務推進結果等の説明 令和7年2月から5月末までの業務推進結果及び令和7年6月から9月末までの業務推進計画について、各課長等が説明を実施した。	
	4 諮問・答申	
	諮問	答申
	「住民を交通事故から守る取組」	横断歩行者のいる横断歩道で停止しないドライバーが多いので、歩行者優先の意識を高める取組をしていただきたい。
		重大事故に繋がる恐れの高い交通違反に対し、交通指導取締りを強化していただきたい。
		高齢者への注意喚起について、きめ細かな対策や広報等をお願いしたい。
		関係団体と連携し、「前見て！運転プロジェクト」啓発活動を推進されてはいかがか。
	5 質疑応答・意見要望等	
【質問】 管内の侵入窃盗の発生について、昨年と今年の5月末の数値を比較すると、増加傾向にあるが、発生地域や検挙率の特徴はいかがか。		
【回答】 侵入窃盗の発生について、特定の地域で発生しているというものではないが、特徴としては、山間部での発生が多い。この種犯罪の増加を		

議 事 概 要	受け、被疑者の検挙に向けて捜査を推進していく。 【意見】 新聞で、西条西警察署管内の詐欺被害の実例を交えた注意喚起に関する記事が掲載されていた。こうした注意喚起を受け、高齢者だけでなく、あらゆる世代の人が被害者になり得ることが認識できた。このほか、防災無線の活用についても、被害防止を呼び掛けるための良い方法であると認識している。 【回答】 警察が書類をSNSで送ることは絶対になく、関連して現金を要求することも絶対にならないことを強く呼び掛けている。相手方からこうした文言があれば、まず詐欺を疑って警察に相談していただくよう呼びかけていただきたい。 【質問】 外国人実習生にかかる運転免許の取得について、出身国の交通事情の違いにより、日本人と異なる特別な手続きがあるのかどうか教えていただきたい。 【回答】 国内で新規に免許を取得される場合、日本人と異なる特別な手続きはない。 【質問】 外国人が関係する管内の交通事故発生の傾向はいかがか。 【回答】 自転車に絡む交通事故が多い傾向がある。 【質問】 歩車分離式信号交差点を自転車で横断する際、どのように進行するのが正しいのか。また、来年の自転車の法改正に向けた啓発や指導を行う予定はあるのか。 【回答】 道路交通法上、自転車は車両に分類されており、原則、車道通行となるが、例外として、標識がある場合や道路の交通上やむを得ない場合などは歩道を通行することができる。歩車分離を含む信号交差点においては、車道を通行していれば車両用信号を、歩道を通行していれば歩行者用信号に従うこととなる。 自転車の法改正については、中高校生に対する自転車安全教室や外国人技能実習生等に対する安全教室において、法改正の概要のほか、自転車の通行方法等について広報啓発を推進しているところである。 【質問】 信号のない横断歩道に歩行者がいる場合、車は停止しなければ横断
------------------	--

議 事 概 要	歩行者妨害になると思うが、自転車に跨ったままの人が横断歩道の前で待っている場合は、停止しなければ違反となるのか。また、自転車を降りて横断歩道で待っている場合は、どうなるのか。 【回答】 自転車は、歩行者の進路を妨げない限り、乗車したまま横断歩道を渡ることができるが、横断歩道における保護対象ではなく、歩行者として扱われないため、違反とはならない。ただし、自転車から降りている場合は、歩行者として扱われるため、保護対象となり、横断歩行者妨害となる。 【要望】 自転車の交通違反に対する青切符の制度等、社会情勢が大きく変化しており、住民が制度を知らなければ困ることも多いと思われる。「前見て！運転プロジェクト」等と併せて、広く県民に周知するための効果的施策を推進願いたい。 【回答】 特に、県民の身近な生活にかかる重要な法改正については、周知・広報を徹底してまいりたい。一例として、各種イベントでの周知や、地域課所管区員が行う巡回連絡でのチラシ活用、高齢の方にも視覚的に理解していただく方法など、あらゆる機会を通じ、周知を進めていくので、協力をお願いしたい。 【質問】 港のターミナルの中を自転車に乗ったまま走行する人がいて困っている。交通違反には該当しないのか。 【回答】 港のターミナル内は、「道路」には該当しない場合がある。 【質問】 今年４月から、交番・駐在所の加入電話が警察署の代表電話番号に統一されている。住民目線でいうと、署の代表番号にかけるのは少しハードルが上がるので、駐在所にも加入電話があった方がありがたい。当然、職員のワークライフバランスへの配慮も必要と思われるが、現状はどうか。 【回答】 不便な点もあるが、一括して窓口で受けて、駐在所の用件であれば、受持ちの警察官へ取り次ぎ、駐在所以外の用件であれば、迅速に担当部署へ取り次ぐこととしているので、ご理解ご協力をお願いしたい。 なお、今年度中に西条西警察署の代表電話番号の音声自動ガイダンスの運用が開始予定である。
------------------	---

6 その他

会議終了後、東予東中学校職場体験学習の実施状況を視察した。

警察署協議会等開催状況

◆会議の開催状況



◆業務推進結果に関する説明状況



◆諮問・答申に対する説明状況



◆中学校職場体験学習の視察状況

